

2017-B

Ⅲ34B

拠出金・基金
の名称

国際刑事裁判所(ICC)被害者信託基金(TFV)拠出金

種 別

☒イヤマークのみ ☐一部イヤマーク

【拠出先の国際機関名】国際刑事裁判所被害者信託基金

【所管官庁担当局課・室名】外務省国際法局国際法課

【当該任意拠出金の目的・用途等】

TFVは、ICCの管轄権の範囲内にある犯罪の被害者及びその家族のために、①裁判所の有罪判決に基づき被害者賠償を行うこと、及び②ICCが管轄権を行使している事態において、被害者及びその家族に身体的リハビリテーション、精神的リハビリテーション及び物理的支援等を行うことを目的としており、TFVへの拠出金は右活動に使われる。

【最近3年間の我が国支払額及びODA率】

単 位	邦 貨 (千 円)	外貨1 (千ユーロ)	外貨2 (千)	レート	ODA率(%)
平成29年度	6,436	53		1ユーロ= 122円	0
平成28年度	6,436	47		1ユーロ= 137円	0
平成27年度	6,716	48		1ユーロ= 140円	0

【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】

現在、我が国の拠出金をもとにコンゴ民主共和国において紛争下の性的暴力の被害者に対する支援事業が円滑に実施され成果を上げているほか、TFVはウガンダでも被害者支援事業を行っている。また、2014年に有罪判決が確定したコンゴ民主共和国の事態における被害者については賠償事業が始まっている。さらに、コートジボワール及び中央アフリカでも被害者支援事業を開始する予定である。

TFVによるこうした被害者支援・賠償の活動を支援することは、我が国の外交政策の柱である国際社会における法の支配の強化を促進すると共に、我が国の重要施策である「女性の輝く社会」の実現にも資するものである。

こうした観点から我が国は平成29年度の拠出金約53千ユーロを紛争下における性的暴力対策にイヤマークしており、TFVが実施する同分野の活動に貢献してきている。

【備考】